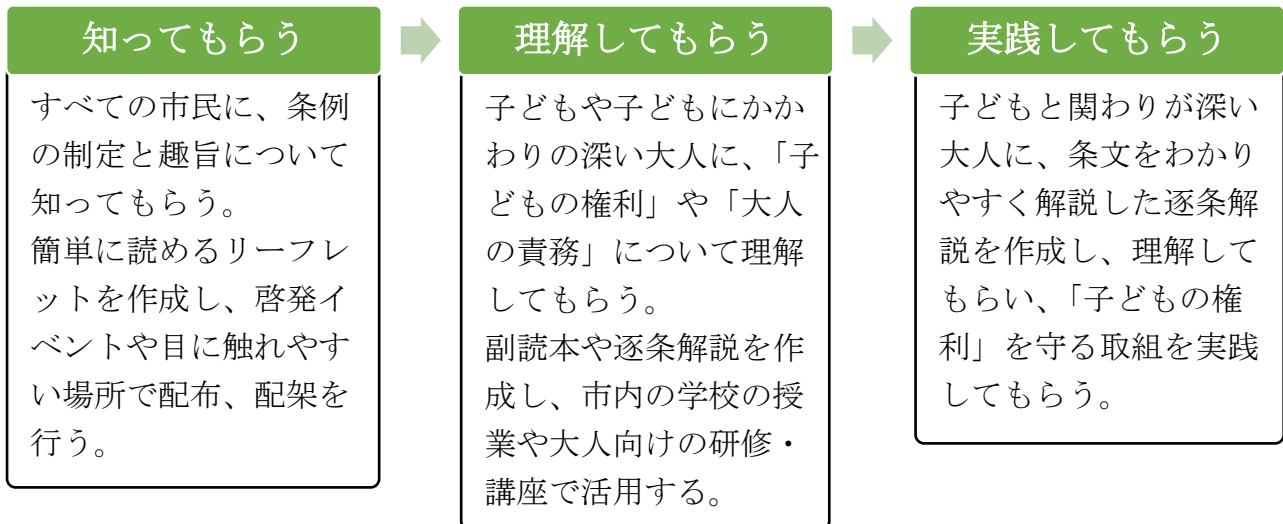


「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた 広報物について

1 条例の広報に関する基本的な考え方



上記の3点の考え方を軸としつつ、話し言葉やイラストを用いながら、短い文章でわかりやすい広報物の作成を見据えて検討します。

2 広報物のイメージ (案)

(1) 全体

広報物	仕様	考え方	対象
リーフレット	1～4ページ程度のチラシ	知ってもらう	子ども、大人
副読本	10～20ページ程度の小冊子	理解してもらう 実践してもらう	子ども、教職員
逐条解説	30ページ程度の冊子	理解してもらう 実践してもらう	大人
動画	検討中	知ってもらう	子ども、大人
その他	検討中	知ってもらう	幼児～小学校低学年

(2) リーフレット

仕様	1～4 ページ程度のチラシ（A 3 判二つ折り）	
考え方	【知ってもらう】 <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの権利」や条例の意味などについて、大枠で知ってもらう 	
対象	子ども、大人 ※3種類（小学生、中高生、大人）に分けて作成	
内容（例）	<ul style="list-style-type: none"> 対象に応じて、イラストや表現（話し言葉にするなど）を工夫する 小学生は、「子どもの権利」を中心に知ってもらう 中高生は、「子どもの権利」に加え「大人の責務」を知ってもらう 大人は、「大人の責務」を中心に知ってもらう 	
	小学生	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の経緯 条例の概要 子どもの権利 相談先の案内 <p style="text-align: right;">など</p>
	中高生	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の経緯 条例の概要 子どもの権利 相談先の案内 <u>子どもの参画から意見の実現への取組</u> 大人の責務 <p style="text-align: right;">など</p>
	大人	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の経緯 条例の概要 <u>条例の体系図</u> 子どもの権利 相談先の案内 大人の責務（中高生の内容より詳細なもの） <p style="text-align: right;">など</p>
参考自治体 （条例名）	目黒区 （目黒区子ども条例） ふじみ野市 （ふじみ野市こどもの未来を育む条例） 宗像市 （宗像市子ども基本条例）	

(3) 副読本

仕様	10～20ページ程度の小冊子 ※タブレット端末での活用にも配慮する	
考え方	【理解してもらおう】【実践してもらおう】 <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校の授業や教員研修等で活用し、「子どもの権利」について理解してもらおう 理解した「子どもの権利」を守れるように実践してもらおう 	
対象	小学6年生以上	
内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> 条文ごとではなく、子どもに関係するテーマに絞る 授業で活用できるように、テーマごとに完結させる 考えを深められるように、ワークシートを取り入れる 	
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の経緯 条例の概要（「町田市子ども憲章」を含む） 子どもの権利 相談先の案内 子どもの参画から意見の実現への取組 大人の責務 <p style="text-align: right;">など</p>
参考自治体 (条例名)	西東京市 新潟市 豊島区	(西東京市子ども条例) (新潟市子ども条例) (豊島区子どもの権利条例)

(4) 逐条解説

仕様	30ページ程度の冊子	
考え方	【理解してもらおう】【実践してもらおう】 <ul style="list-style-type: none"> 条文ごとの意味や目的を理解してもらおう 理解した「子どもの権利」を守れるように実践してもらおう 	
対象	大人	
内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> 条文に対応する形で、わかりやすい表現で伝える エピソードを載せるなど例示を出し、わかりやすくする 	
	テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の経緯 条例の概要（「町田市子ども憲章」を含む） 条例の体系図（大人向けリーフレットより詳細なもの） 前文とその解説 条文とその解説 条例全文（解説なし） <p style="text-align: right;">など</p>
参考自治体 (条例名)	西東京市 宗像市 ふじみ野市	(西東京市子ども条例) (宗像市子ども基本条例) (ふじみ野市こどもの未来を育む条例)

3 子ども、現場の意見の取入れ（案）

(1) 子ども

- 子どもが集まる会議で意見をもらう 例. 子ども委員会
- 大学生に意見をもらう 例. 教育学部の学生

(2) 現場

- 学校教員に意見をもらう 例. 教員が集まる会議
- 子どもセンター職員に意見をもらう 例. 子どもセンター館長会